協力業者従業員の安全のための推奨グッドプラクティス



# 目次

#### 序文

パートA 協力業者従業員の安全管理に関する一般的な検討事項

パートB 協力業者従業員の安全管理に関する安全要素

付属書1 協力業者従業員の安全管理のための安全要素の実施に関するガイドライン

\_\_\_\_\_

#### 免責事項

本書に述べる目標ならびに関連の活動は、適用されるすべての法的要件(基準設定作業に関わる、あるいはその他の競争法の要件に関わる競争法規を含む)、ガイドライン、業務慣行に準拠するものとする。特に本書の起草プロセスは、公開され、透明性があり、かつ差別的なものはなかった。本書の作成中、内部および外部の関係者から助言を頂戴した。

# はじめに

#### 背景

本文書は、持続可能な発展のためのセメント産業自主対策(CSI)の安全を扱う第3作業部会が、協力業者従業員の安全管理に対するCSIの取り組みの一環として作成したものである。

この作業部会は、これまで5年間にわたって、CSIメンバー会社18社の活動における事故死者数のデータベースを構築してきた。それを分析した結果、これら死亡災害全体の約60%が、協力業者従業員の活動に関係していることが分かった。

このことから、あらゆる種類の契約を管理する際に、現場内と現場外の両方で、すべての規模とリスクレベルで、安全を重視しなければならないことが浮き彫りになった。そこで本『協力業者従業員の安全のための推奨グットプラクティス(以下**グットプラクティス**と記載)』によって、契約を管理する際の安全意識が高まり、死亡災害の減少に役立つよう期待する次第である。

# 協力業者従業員の安全に対する使命

CSI メンバー会社は、協力業者従業員の安全に対して、自社従業員の安全と同等の優先度で取り組んでいる。協力業者従業員は、自らの安全に対して常に責任を負っているが、我々は、今、我々の事業と契約管理を通じて、彼らの安全管理の良き手本を示すことを約束する。我々は本「グットプラクティス」を実施することによって、実現できると考えている。この「グットプラクティス」は、我々の業界や他の業界で、協力業者従業員の事故を削減するのに効果的であることが証明されている。言い換えると、我々は協力業者従業員に対し、契約を実施する際に、優れた安全実績を達成するように求めるものである。

#### 定義

協力業者従業員(Contractor)—CSI のメンバー会社または従業員ではないが、CSI メンバー会社 と特定の業務を実施する契約を結んでいる会社または個人。この定義には、それらに続くあらゆるレベルの下請業者も含まれている。

**下請け業者(Subcontractor)**—CSI のメンバー会社または従業員ではないが、CSI メンバー会社 に対する契約の一環として、特定の業務を実施する契約を協力業者と結んでいる会社または個

1

人。下請業者のレベルは複数になることもあるが、このグットプラクティスでは、すべて協力 業者従業員として記載している。

**契約(Contract)**—支払いの種類(一括払い、一括契約、単価、実費精算方式など)に関わらず、CSIメンバー会社と協力業者従業員との間で、合意した範囲の業務を実施するために交わされた正式な契約書。ここでの定義は提供をされているサービスの安全の局面において CSIメンバー会社の管理がされていない独立した外部のサービスは除外されている。

# 適用範囲

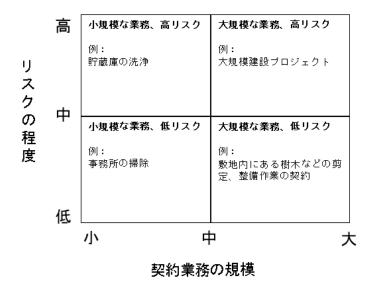
主にこの文書では大規模なセメント工場のプロジェクトに焦点が当てられているが、生コンクリート、骨材、アスファルトまたはその他の事業における小規模な契約にも、危険度の程度に応じた実施範囲で、同様の基本的なグットプラクティスが適用される。

大規模で危険度の高い契約の場合は、パート B の要素をすべて適用されることが推奨される。 その他のカテゴリについては、関係する契約業務の規模や危険度に応じて各要素を適用すべき である。

協力業者による輸送の安全については、同時に作成された CSI 文書「安全運転のための推奨グットプラクティス-Recommended Good Practice for Driving Safety」を参照されるべきである。

## 適用性

グットプラクティスは、あらゆる種類の契約に対して適切に適用すべきである。但し、グットプラクティスを実際に運用する際には、業務の規模や危険度を考慮してもよい。業務の規模や 危険度は、単純化すると次に示す4つの一般的なカテゴリに分類できる。



#### 実施

CSIメンバー会社は、可能な限り早い時期に全ての操業している事業所でグッドプラクティスを採用すべきであり、これを全ての地域で実施すべきである。このグッドプラクティスは既存の協力業者従業員の契約更新の際に適用され、5年以内に実施されるべきである。

CSI メンバー会社は、グッドプラクティスの実施と進捗に関する最新データ(実施率、実施済み地域の数など)を、従来公表してきた CSR 報告の中に記載すべきである。

#### 承認

本書は 2009 年 10 月に CSI メンバー会社の CEO により承認されたものである。

#### CSI (The Cement Sustainability Initiative) とは

持続可能な発展のためのセメント産業自主対策(The Cement Sustainability Initiative: CSI)は世界の先進的な 18 社のセメントメーカーによる活動である。 メンバー会社の本社は 14 カ国にあり、100 カ国以上で操業している。合計で、世界の約 30%のセメントを生産し、国際的で大規模な企業から地域で操業する製造者までの様々な規模の製造者により構成される。全ての CSI メンバーは持続可能な発展の概念を事業戦略と操業を通じて導入し強い経済的実績を目指し、同様に社会と環境に対する責任を果たすことに賛同している。この 10 年にわたり、CSI は気候変動、原燃料の利用、従業員の安全、大気への排出の削減、コンクリートの再利用、鉱山管理の課題について、セメント製造と利用における環境への影響を管理し、小さくするために努力してきた。

CSIのウェブサイト: www.wbcsdcement.org

#### パートA

## 協力業者従業員の安全管理に関する一般的な検討事項

## 安全パートナーシップの促進

契約において安全管理は、CSI メンバー会社と協力業者との安全上の協力関係で構成され、両者が合法的な契約関係を維持しながら、安全の向上を目指して意欲的に取り組むのが理想的である。最近の「CSI 死亡災害対策レビュー(2009)」によれば、このような安全パートナーシップが、協力業者従業員の安全において優れた実績を挙げた企業であることの証明になっていることが分かる。

#### 地域的な検討事項

地元の協力業者従業員や下請業者の研修や経験が極めて不足している発展途上地域での契約では、このようなパートナーシップがより一層必要である可能性が高い。このような状況では、協力業者従業員や下請業者を対象とした大規模な研修やその他の支援プログラムが必要であり、CSI メンバー会社がこれを支援することもある。一方、先進地域では、経験を積んだ協力業者従業員を広く利用できるが、CSI メンバー会社が、安全を新たに強調しなければならないこともある。

### 技術的な必要条件

本文書は、例えば足場材料の技術基準などといった技術仕様を提示するものではないし、溶接、ホイスト設備の操作、高所または閉所での作業などといった具体的な手順を指示するものでもない。通常、これらは協力業者従業員の管轄内であると考えられる。(但し具体的に確認しなければならないこともあるかもしれない)。

協力業者従業員がこのような技術的アドバイスを必要とする場合は、ILO の勧告または地域もしくは国の規則を参考にすべきである。また CSI のホームページ (www.wbcsdcement.org) に掲載されている技術的なグットプラクティスの事例を参考にしてもよい。協力業者従業員は、例えば作業許可書、鍵や命札の管理 (Lock-Out, Tag-Out (LOTO)) などに関するものなど、会社特有および現場特有の手順をすべて理解しておくことが重要である。

#### 非定常的な状況

死亡災害は、工場の修繕や点検時、工場の運転の関連で作業が制約される場合などの普段と状況が異なる作業を行う際に最も危険度が高く発生していることが経験上分かっている。このような状況では特に、契約業務はもちろんのこと、工場の運転との計画的または非計画的な相互関係についても、総合的なリスク評価を行う必要がある。

#### **文書**

このグットプラクティスを実施する際に使用する文書のレベルは、**CSI** メンバー会社の裁量に任せられており、作業の規模や関係する想定されるリスクによって異なる。規模が小さく、低リスクで、協力業者従業員が一人で作業する場合は、**1** ページのチェックリスト (パート **B** 記載の **6** つの基本項目など) で十分と思われるが、規模が大きく、リスクの高い契約の場合は、より高いレベルの安全確認文書が必要になるだろう。

#### パートB

#### 協力業者従業員の安全管理に関する安全要素

業界の死亡災害(CSIの集計による)の 60%が、協力業者の活動で発生していることを踏まえ、このセクションでは、CSIメンバー会社が、安全を向上するためにあらゆる段階の契約管理で導入すべき、協力業者従業員の安全管理のためのグットプラクティスの概要について述べる。

# 第1段階:協力業者従業員の事前資格審査/許可

協力業者従業員の事前資格審査には、安全実績の基準を満足していることを評価・認定するために、企業が自社のために自ら実施するものであるか、または独立した第三者と協力して実施するものであるかに関わらず、前提条件として安全実績基準が含まれる。

#### 第2段階:契約の定義および落札

契約業務の決定、選定、交渉および契約の落札などを事前に検討する際は、対象となる協力業者の安全の実績が良いかどうかに着目する。

#### 第3段階:契約開始前

契約業務のリスク評価を実施するのは協力業者従業員の責任であるが、CSI メンバー会社は、 その協力業者従業員が、業務を開始する前に総合的な安全計画を策定している証拠として、リ スク評価を実施し、現場特有のリスクを認識していることを確認することが求められる。

#### 第4段階:契約の実施

契約や地域の法的必要条件に基づいて、契約業務の安全を管理するのは協力業者従業員の責任であるが、契約を実施する際の主要な優先事項として、協力業者従業員に安全実績の提出を求めるのは CSI メンバー会社である。協力業者従業員の安全実績が十分でないことに気づいた場合は、CSI メンバー会社が、その協力業者従業員に対して、自らの安全行動を速やかに是正するよう要求する。

#### 第5段階:引き渡しと受け取り

CSI メンバー会社は、契約において、要求される安全基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。また、完了した契約業務の引き渡しおよび受け取りには、必要な安全基準を満たすことも含まれる。

#### 第6段階:契約終了と見直し

CSI メンバー会社は、契約が完了した時点で協力業者従業員と共に安全実績を見直しされることが望ましく、今後の契約で安全実績が向上することに役立つようにする。

#### 付属書1

協力業者従業員の安全管理のための安全要素の実施に関するガイドライン

#### 契約における安全管理

これらの推奨ガイドラインの記載事項は、協力業者従業員の安全管理のための要素が効果的に順守されるようにするための管理システムについて概説したものであり、規模の小さい契約やリスクの低い契約の場合は、相応に簡略化して適用すべきである。

## 契約の安全要素の実施に関するガイドライン

これらのガイドラインが適用されるのは、CSI メンバー会社が、協力業者従業員との間で契約を交わしてプロジェクトを実施する場合である。このガイドラインは、CSI メンバー会社のすべての事業に適用すべきであり、まずセメントから始め、その後徐々に骨材、生コンクリート、およびその他すべての事業を含めていくべきである。

メンバー会社は、これらのガイドラインを、契約の形態(一括契約など)に関わらず適用すべきである。また主たる協力業者従業員が、契約業務の全部または一部を下請けに出しているか 否かにも関わらず適用すべきである。下請業者についても、これと同じ原則が適用される。

協力業者従業員の安全管理を上手に改善するためには、協力業者従業員が、下請業者と共に、自らの業務にこのガイドラインを積極的に利用しなければならない。

次頁に、契約の段階と、CSI メンバー会社が適用すべきグットプラクティスを図示した。

# 協力業者の安全管理

第1段階

協力業者従業員の 事前資格審査/認可/ 第2段階

契約の定義および落札

第3段階

契約開始前

第4段階

契約の実施

第5段階

引渡しと 受け取り 第6段階

契約終了と 目面 I.

作業経験

安全衛生計画/方針関連資料

安全関連統計 訓練関連資料 法定/財務関連情報

保険-保証内容と制限 事項

表彰や罰金の履歴

作業範囲の明確化 重要業務のリスク 評価

許可する作業タイプに基づく協力業 者の能力

一般的或いは特定 の条件下の安全衛 生要件を含めた契 約の定義の明確化

契約の落札

契約開始前の会議で要件と期待されることを明確にしておく

契約開始前のリス ク管理等の確認 例)作業に必要な 許可、審査、検証 などのスキルと装 置や機器類 契約作業の管理

- ・定期的な会議
- ・説明訓練

# 役割分析:

- ・方法と明細書
- ・潜在的リスクの程 度を究明する

モニタリングと点検

監査

対象期間の実績確認

作業の点検・承認

すべての関連文 書・関連情報の受 領

新たなリスクが生 じていないことの 確認 主要問題

協力業者の OH&S 実 績の評価

再契約の可能性の判断

協力業者を「承認済 み協力業者」として 引き続き雇用

#### 第1段階:協力業者従業員の事前資格審査/認可

それぞれの CSI メンバー会社は、予め定められた安全基準に照らし合わせて、協力業者従業員の事前資格審査を行っている。この事前資格審査プロセスによって、下記の項目が検証、評価、および記録される。

- 特に契約業務が危険な業務である場合、協力業者従業員が、その契約業務のタイプに適した適切なライセンス、登録、保険、および許認可システムを保有していることを確認すること。
- 協力業者従業員が提供することを認可された契約業務の種類(建設、電気関連保守点検、輸送、製造、配膳など)。
- 協力業者従業員が下記を有していることを確認することによって、協力業者従業員が、技術的な能力および契約を安全に実施できる能力を有していることを検証すること。
  - o 十分に研修を受けて技能を習得した人材。
  - o 設備、工具、および材料の信頼性および安全性を確保するシステム。
  - o 協力業者従業員の過去および現在の安全実績を示す確立された安全に関する 下記に示すような資料;
    - 安全方針。
    - 協力業者の経営者および従業員が、安全に対して果たす役割および責任 の説明。
    - 協力業者従業員の活動と関係のあるリスクをどのように管理するかを定めた安全手順および文書。
    - 入手可能な場合は、過去 12 か月間の安全実績データ。

## 第2段階-契約の定義および落札

各 CSI メンバー会社は、協力業者従業員が、安全基準および該当する法律や規則に基づいて、特定の契約業務を遂行する能力を有していることを確認する。このため各 CSI メンバー会社は、契約の定義および落札を行う際に、下記に対処するための手段を実施すべきである。

- 下記を含む、実施する業務の種類、および現場に関係する潜在的なリスクの分析。
  - o 業務の範囲(活動範囲、作業区域および関係する設備)。
  - o 想定される契約の継続期間。
  - o 契約した業務の範囲と関係があるすべての活動について実施すべきリスク評価の範囲。
  - o 協力業者従業員の技能範囲および必要な設備。
- 入札パッケージには下記の内容が含まれる。
  - o 業務範囲および業務を実行する現場の状況に関する詳細な説明。
  - o 協力業者従業員が、契約の全期間を通じて満足しなければならない、CSI メンバー会社からの現場特有の安全要求事項。

- o 協力業者従業員が、特定されたリスクに対処するために適用しなければならない一般的な安全要求事項。
- o 契約の安全要求事項を確実に満足するために、協力業者従業員が十分な管理 者および安全リソースを任命する必要性。
- o 協力業者従業員が、契約を開始する前に提出しなければならない、特定の安全に関する文書および情報の定義。
- o 協力業者従業員が安全要求事項を順守しなかった場合の、警告、差し止め、 または契約解除に関する条項。
- 協力業者従業員が、契約を落札した際に安全要求事項を確実に受け入れて理解するようにするためのプロセスには下記の内容が含まれる。
  - o リスク評価および安全(に行動すること)への期待に沿うことができる能力
  - o 一般的な安全要求事項を順守していることの確認。
  - o 契約業務に関する特定の安全要求事項を順守していることの確認。
  - o 契約を開始する前に提出することになっている、安全に関するすべての文書 および情報の具体的な提出日。
  - o 契約の一部として、安全要求事項を受諾したことの確認。

# 第3段階—契約開始前

契約を開始する前に、CSI メンバー会社は、協力業者従業員が、契約の安全要求事項を十分に順守できるよう、適切な準備が整っていることを確認する。これらの準備には、下記のような内容がある。

- 動員および契約を開始するための安全要求事項について詳細について話し合うなどの見直しを行い、協力業者従業員の安全責任について、再度、説明又は確認をする。
- 契約が満了する日までの協力業者従業員の安全責任に関する連絡には以下の内容 が含まれる。
  - o 報告要求事項:予想される事象、頻度など。
  - o 安全実績に関わる課題を解決する手段。
  - o 安全要求事項に対する重大な違反をした場合は、CSI メンバー会社が責任を 負うことなく、業務を差し止めることができるという合意。
  - o 協力業者従業員が、業務の範囲内で行われるすべての活動を安全に調整・監督するために、十分な資源を割り当てていることの確認。
  - o 契約業務に使用するすべての設備、工具、および材料が、法的な安全要求事項を満足していることを保証するため、協力業者従業員が検査・試験プロセスを遵守していることの確認。
- 業務の範囲内で関係する重大な危険について、関係する協力業者従業員に研修を 受けさせることなどを含め、協力業者従業員(およびすべての下請業者)が、 CSI メンバー会社の現場特有の安全要求事項を、十分に理解していることの確認。

#### 第4段階-契約の実施段階

各 CSI メンバー会社は、下記を含め、協力業者従業員が、協力業者従業員(および その下請業者)に求められている安全実績を達成するために、十分な対策を講じて いることを確認するよう要求しなければならない。

- 実施する業務の種類に応じて適切な監督が行われ、しかも任命された監督者が、 業務に伴う危険について十分な知識や認識を有していることを確認すること。
- 協力業者および下請業者の従業員が、作業に取り掛かる前に、危険、リスク、およびこれらのリスクに対処する方法について、情報を与えられていることを確認すること。これらには、下記の項目またはそれら項目の組み合わせが含まれることがある。
  - o プロジェクトのリスク評価 (PRA)
  - o タスク分析、作業安全分析(JSA)
  - o 危険作業許可書(閉所、高温作業、高所作業、採掘および掘削など)
  - o 安全作業方法または安全作業手順
  - o 技術的参考文書(社内基準、業界基準、または国際基準)
- 安全の巡視を定期的に実施し、適用されている運転条件や作業習慣を確認する。
- 設備、工具、および材料が安全かつ実用的な状態に保たれており、不具合が見つかった場合は、その不具合が是正されるまで使用されないことを確認するための手段。
- 適切な個人防護具 (PPE) が、実施する業務の種類に適した形で用いられている ことを確認すること。
- 危険な業務を実施するための、補助的なリソースまたは専門的な設備を支給する こと。これには、作業許可システムに定められた要求事項を適用することが含ま れる。
- 作業中に発生する可能性がある危険や災害にについて、それらを社内で監視する だけでなく、適切な措置を講じること。
- 協力業者従業員が、安全に関する課題を **CSI** メンバー会社に定期的に報告すること。
- 契約したサービスを行うために、通常の運転を調整したり中断したりする作業が必要な場合には、これを調整すること。
- 合意した業務範囲または作業方法を変更した場合は、リスク評価を実施しなければならず、作業変更を実施する前に、CSIメンバー会社の承認が必要である。

#### 第5段階一引き渡しおよび受け取り

契約した業務が、期待したレベルで安全に完了しており、サービスが事業所や施設の内部で行われる場合は、作業領域が安全な状態になっていることを確認するためのプロセスに同意しておくべきであり、以下の内容が含まれる。

- 余分な材料や設備がすべて取り除かれており、領域を安全に使用できることを確認するための、作業領域の確認。これには下記が含まれる。
  - o すべての工場および設備を物理的に査察し、工場や設備を再稼働する前に、 すべての安全に関する装備がいつでも使用できる状態にあることを確認する。

- o 保護柵や一般的な備品が修繕されている。
- o 安全規定が、利用可能な状態にあり、意図したとおりに機能している。
- 安全にするすべての文書、記録、および情報が CSI メンバー会社に提出される。 これらには、必要に応じて、関係する操作手順書または安全作業手順書、「施工 完了時」の図面または図表、および地域の法律で義務付けられているすべての試 験記録などが含まれる。

**CSI** メンバー会社と協力業者従業員は、必要に応じて、作業領域(設備や材料を含む)が安全であることを認め、契約の終了に取り掛かることを承認する、受け取り記録にサインする。

# 第6段階—契約の終了および見直し

必要に応じて、契約が終了する際に安全に関する見直しを実施し、下記を含め、協力業者従業員の総合的な安全実績を確認する。

- 契約中に発生したすべての災害や事故。
- 安全責任に対する協力業者従業員全体の意欲。
- 安全性に対する懸念に基づいて、作業を差し止めなければならなかった状況。



Secretariat

4, chemin de Conches CH-1231 Conches-Geneva

Switzerland

WBCSD North America Office 1744 R Street NW Washington, DC 20009

United States

Tel: +41 (0)22 839 31 00 Fax: +41 (0)22 839 31 31

Tel: +1 202 420 77 45 Fax: +1 202 265 16 62 E-mail: info@wbcsd.org Web: www.wbcsd.org

E-mail: washington@wbcsd.org

E-mail: brussels@wbcsd.org

WBCSD Brussels Office c/o Umicore Broekstraat 31 B-1000 Brussels Belgium